

「申請に対する処分」の審査基準・標準処理期間

許認可等の名称	特設水道の布設工事の設計の確認		
根拠法令の名称・根拠条項	大阪府特設水道条例（昭和33年大阪府条例第30号）第5条第1項		
基準法令名	大阪府特設水道条例 第4条		
審査基準	大阪府特設水道条例第4条各号に掲げる基準に適合するものであること		
標準処理期間	<p>文書が提出先に到達した日の翌日から22日間 ただし、次の期間は含まれない。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>(2) 申請に不備のある場合の補正に要する指導期間、申請者自らが申請内容を変更するために要する期間等</p>		
所管部室課名	健康医療部衛生管理課		
内 訳		名 称	期 間
	処分機関	健康医療部衛生管理課	22日間
	審議機関		
	経由機関		
	協議機関		
備考			
最終改正年月日	令和2年4月1日		

参考

[根拠法令]

《大阪府特設水道条例》

第5条 特設水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が前条各号に掲げる基準に適合するものであることについて、知事の確認を受けなければならない。

[基準法令]

《大阪府特設水道条例》

(水質基準)

第3条 特設水道により供給される水は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- (1) 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
- (2) シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- (3) 銅、鉄、<sup>ふっ</sup>素、フェノールその他の物質をその許容量を超えて含まないこと。
- (4) 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- (5) 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- (6) 外観は、ほとんど無色透明であること。

2 (略)

(施設基準)

第4条 特設水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該特設水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設及び給水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。
- (2) 貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有すること。
- (3) 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。
- (4) 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要な沈殿池、ろ過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。
- (5) 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。
- (6) 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。
- (7) 給水施設は、その構造及び材質が、規則で定める基準に適合するものであること。